明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置状況

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。

4　地中式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置状況

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。